平成２３年（フ）第３６８号
兵庫県尼崎市水堂町４丁目９番１号ソレイユ水堂203号
債務者　坂元　隆二
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３７９号
兵庫県尼崎市七松町３丁目14番33号　ロマンス荘８号、前住所兵庫県尼崎市七松町２丁目４番１号　アベニュー立花406号
債務者　市岡　正高
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４１３号
兵庫県尼崎市東園田町６丁目83番地の１東園田ストークハイツ207
債務者　渡辺　重義
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４１４号
兵庫県尼崎市東園田町６丁目83番地の１東園田ストークハイツ207
債務者　渡辺　典子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９７号
鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1875番地６　町住６－２号
債務者　鍋島しのぶ（旧姓福本）
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第３４号
鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1875番地６　町住６－２号
債務者　福本　春利
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第３６号
鳥取県東伯郡三朝町大字山田117番地２　山口アパート２－８
債務者　松成　孝雄
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第３７号
鳥取県倉吉市上井38番地４
債務者　加藤　千晃
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第４０１号
広島市東区矢賀新町５丁目３番11―303号　国山ビル
債務者　木村　恵聡
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４２６号
広島市西区新庄町19番10―203号
債務者　村上　宏治
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５８３号
広島県東広島市西条町寺家1810番地　ロッキータウンＨ棟205号
債務者　細馬　和子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４７号
福岡県久留米市御井町2438番地７
債務者　中山　　實
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第９３号
北海道苫小牧市青葉町１丁目４番５―406号
債務者　柳谷　陽子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第８９号
北海道余市郡余市町大川町４丁目22番地、前住所札幌市東区北31条東５丁目１番17号　メゾンドノード303号
債務者　三井田　隼
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第４００号
宮城県宮城郡利府町神谷沢字長田45番地１　ラ・グルヌーイェⅡ202
債務者　藤田　尚徳
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４８号
秋田県能代市東町２番12号
債務者　納谷ゆかり（旧姓尾留川）
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第８２号
福島市小倉寺字鬼石１番地の15
債務者　南　　政雄
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福島地方裁判所